

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)
平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)
平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)
平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)
第1事件原告 宮内正巖
第2事件原告 溝川悠介 外44名
第3事件原告 北野重一 外57名
第4事件原告 高桑次郎 外21名
被 告 日本放送協会

意見陳述書(4)

2020年6月11日

奈良地方裁判所 民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 松本恒平

併合後の第19回口頭弁論期日にあたり、次のとおり意見陳述いたします。

被告NHKの放送法4条1項違反の放送によって、原告らに生じた損害について、証人尋問を受けた、原告宮内正厳、原告木村宥子、原告高桑次郎、原告平川邦昭及び原告齋藤紀彦の、5名の原告を中心に、意見を述べる。

1 原告宮内正厳

原告宮内正厳は、日本共産党に所属し、生駒市議会議員を24年間務め、暮らしの問題、福祉の問題、環境の問題、医療の問題など、市民の願いを行政に届け、その実現のために長らく尽力してきた者です。

原告宮内は、自らが市議会議員であったこともあり、特に、被告NHKの選挙報道について、注視してきました。なかでも、2012年12月の総選挙に関する被告NHKの放送は、少数政党を排し、大政党のみに焦点を当てた、パターン化された選挙報道を行い、しかも、選挙報道時間全体も少ないものでした。

原告宮内は、かつて市議会議員を勤めた者として、また、選挙及び国政の行く末を案じる一国民として、被告NHKによる、不公正かつ不十分な選挙報道に対して、怒りと危惧、多大なる苦痛を感じました。

2 原告木村宥子

原告木村宥子は、戦前に生まれた、戦争を知る世代であり、17歳のときに洗礼を受け、以来、キリスト教徒となりました。

大嘗祭は、天皇が天照大神や八百万の神と寝食をともにして、神となるという宗教的儀式です。天皇を神とすることには、天皇の戦争責任の問題、他の宗教の信仰者に対する信教の自由の問題など、多くの深刻な問題をはらんでいます。しかし、被告NHKは、祝賀ムード一色で、一切の批判的視点を欠いた報道をしました。原告木村は、このような問題を覆い隠した報道によって、信仰者として、天皇の神格化に抵抗する機会を奪われることへの強い危惧と、自己の信仰の内面を傷つけられ、支配されるような苦しみ、さらに、天皇を神と信じ、多

くの人が犠牲になった戦争が思い起こされ、強く心を痛めました。

3 原告高桑次郎

原告高桑次郎は、生命保険会社に勤務し、定年後は、奈良いのちの相談員をボランティアで17年間続け、現在は、地元の行政改革を進める市民活動に取り組んでいます。

原告高桑は、自身が生命保険会社に勤務していたこともあり、被告のかんぽ不正問題の報道について注視してきました。2018年4月24日のクローズアップ現代プラスは、生命保険の押し売りの実態について、被害者の声や、ノルマが厳しいと訴える郵便局員の声を報道するなど、まさに、その切り口は鋭いものでした。

しかし、その後、日本郵政グループからの抗議を受け、経営委員会からもNHK会長が嚴重注意を受けると、番組の続編は、1年3か月も延期されたあげく、その内容は骨抜きのものとなっていました。

原告高桑は、一連の圧力によって、被告NHKが当初の報道を曲げ、被害を受けた高齢者や、弱い立場の郵便局員達などを見捨てたと感じ、深い絶望感を覚えました。

4 原告平川邦昭

原告平川邦昭は、製造業に勤め、退職後は、地元の医療機関の健康友の会に所属し、地域の健康作り運動に関わってきた者です。

原告平川は2018年10月30日、元徴用工4名が損害賠償を求めた裁判の、韓国大法院判決についての報道を注視していました。

被告NHKは、韓国大法院の判決について、政府見解のみを報道し、弁護士や学者の有志による声明のような、政府見解と異なる他の見解についてはまったく報道しませんでした。原告平川は、多様な見解があるなかで、政府見解だけを報道し、必要な情報が伝わらないまま、世論が形成されることに対し、腹立たしさを覚えるとともに、日韓関係への悪影響を憂い、心を痛めています。

5 原告齋藤紀彦

原告齋藤紀彦は、1940年の戦前生まれであり、戦後の混乱と貧しさのなかで幼少期を過ごし、おじ2人と、いとこ1人の命を戦争で失った経験を持つ者です。

原告齋藤は、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」と、その中の「表現の不自由展・その後」に関連する被告NHKの報道を注視していました。表現の不自由展については、「NHK NEWS WEB」では44件ものニュースが取り上げられており、NHKの記者は、活発な取材を実施していました。それに対して、テレビ報道は、2ヶ月間でたった4件の短い報道がなされたのみでした。

原告齋藤は、まさに、憲法上の表現の自由に関わる問題について、テレビ報道にフィルターをかける被告NHKの報道姿勢に、表現の自由が制限された戦時中に、親類の命を失った経験を持つ者として、強い危惧と不安、大きな苦しみを感しました。

6 まとめ

原告5名の受けた精神的苦痛は、以上のとおりです。一般市民である5名が、被告による放送法4条1項違反の報道により、それぞれに精神的苦痛を受けたという事実は、本件訴訟に参加した、他の原告のすべての者が、皆それぞれに精神的苦痛を受けたことを優に推認させるものです。

放送4条1項各号違反の放送がなされれば、公正さを欠いた放送は直接、受信契約者に視聴されることになるのです。そうである以上、同法違反の報道は、不可避免的に、当該報道を視聴したものに精神的苦痛を生じさせるものと解されるべきです。